



# 島根県報

平成20年 7月25日 (金)  
第 2,003 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 高 齢 者 福 祉 課 )	1
介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	1
介護保険法の規定に基づく指定調査機関の指定	( " )	2
保安林予定森林 ( 2 件 )	( 森 林 整 備 課 )	2
解除予定保安林	( " )	3
保安林の指定施業要件の変更 ( 5 件 )	( " )	3
保安施設地区の指定	( " )	5

### 公安告示

貴重品運搬警備業務 1 級検定及び空港保安警備業務 1 級検定の実施	( 警 察 本 部 )	6
------------------------------------	-------------	---

## 告 示

### 島根県告示第630号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人しあわせサービス	通所介護	デイハウス きたうら	松江市美保関町北浦300	平成20年 6月1日
	介護予防通所介護			
有限会社 アダチ	通所介護	ふれあいセンター 友愛	松江市宍道町佐々布2145 - 172	平成20年 6月1日
	介護予防通所介護			
特定非営利活動法人 Being	通所介護	リハビリ型デイサービス センターなごみ	浜田市金城町今福281番 地 1	平成20年 7月14日
	介護予防通所介護			

### 島根県告示第631号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の 9 第 1 号の規定に基づき告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 介護福祉サービスくすもと	介護予防通所介護	宅老所 くすもと	隠岐郡隠岐の島町那久626番地	平成20年6月1日

島根県告示第632号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第2項の規定に基づき、指定調査機関を次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1号の規定に基づき告示する。

平成20年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社応援団	浜田市長沢町277	浜田市長沢町277	平成20年7月1日

島根県告示第633号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市桜江町坂本1928、3803、3809、3810、3810 - 1、3811 - 1、3817 - 3、3817 - 4、3818 - 5、3830、3831 - 2、3832 - 2、3833から3835まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第634号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町朝倉1755 - 6 から1755 - 11まで、1755 - 13から1755 - 28まで、1756から1759まで、1760 - 1、1760 - 2、1761から1764まで、1765 - 1 から1765 - 3 まで、1766、1767、1768 - 1、1768 - 2、1769、1770、1771 - 1 から1771 - 3 まで、1772から1783まで、1783 - 1、1784、1785

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉1755 - 6 から1755 - 11まで、1755 - 13から1755 - 17まで、1756、1757、1779、1782、1783、1783 - 1、1784、1785

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第635号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

江津市松川町太田718 - 2 ・719 - 3 (以上2筆国有林)

## 2 保安林として指定された目的

風害の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第636号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村椈谷699 - 4、670 - 24

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第637号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村椈谷641 - 2、641 - 3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第638号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1195、1201 - 3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第639号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和45年 8月 5日農林省告示第1174号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第640号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和61年 8月 8日農林水産省告示第1388号(5に係るものに限る。)、昭和62年 8月27日農林水産省告示第1212号、昭和62年12月12日農林水産省告示第1549号

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第641号

次のように保安施設地区指定をする予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 7月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四十号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

雲南市三刀屋町根波別所902 - 2、903、2060 - 1、2060 - 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 7年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第89号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成20年7月25日

島根県公安委員会委員長 山下 裕 國

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種 別 、 級	実 施 日 時	定 員
貴重品運搬警備業務1級	平成20年11月1日(土)午前8時30分から午後5時まで	5人程度
空港保安警備業務1級	平成20年11月15日(土)午前8時30分から午後5時まで	10人程度

2 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験の科目

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊩ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㊪ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験の科目

㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㊨ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 空港保安警備業務 1 級

## ア 学科試験の科目

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 乗客等の接遇に関すること。

㊩ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

㊪ 空港に関すること。

㊫ 空港保安警備業務の管理に関すること。

㊬ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験の科目

㊦ 乗客等の接遇に関すること。

㊧ 手荷物等検査に関すること。

㊨ 空港保安警備業務の管理に関すること。

㊩ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 4 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。）（受検しようとする警備業務の種別（以下「当該警備業務」という。）に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

種 別	受 付 期 間
貴重品運搬警備業務 1 級	平成20年 9月16日（火）から同月19日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで
空港保安警備業務 1 級	平成20年 9月29日（月）から同年10月 3 日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで

ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

イ 添付書類

㊦ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

㊩ 4(1)に該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明

する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

㊦ 4(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。